

福井県大阪事務所 観光・物産案内等業務に係る 労働者派遣に関する公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

福井県大阪事務所の観光・物産案内等に係る労働者派遣業務について、派遣元事業主の業務遂行能力や個人情報保護体制、派遣料金等を総合的に審査し、最も適格な派遣元事業主を選定する。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称

福井県大阪事務所 観光・物産案内等に係る労働者派遣業務

(2) 就業場所

福井県大阪事務所 大阪府大阪市中央区瓦町2丁目2番14号

(3) 派遣期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、県との契約は単年度ごととし、令和9年度以降において、県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額または削除があった場合、当該期間は変更する。

(4) 業務内容

別紙「福井県大阪事務所 観光・物産案内等業務に係る労働者派遣契約書（案）」および「大阪事務所 観光・物産案内等業務に係る労働者派遣業務仕様書（案）」のとおり

(5) 参考時間単価

1人あたり1時間 1,543円（税抜）

※この単価は、厚生労働省「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」「06事務的職業」「03401一般事務員」「経験年数2年」「大阪府内」の値を基に算出したものであり、「基本給・賞与・手当等」のほか「一般退職金」相当分を含む。

なお、通勤手当・時間外手当・派遣元諸経費等の経費は含まない。

※本事業においては別途予定価格を定めており、契約締結にあたっては、提案された見積単価が予定価格以内である場合に契約を可能とする。

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、（1）から（10）までに掲げる条件を全て満たす者とする。

（1）福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

（3）福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当する者でないこと。

（4）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

（5）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けてい

る者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者および改正法附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会もしくは同協会が指定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を受けている者であること。
- (7) 福井県の全ての県税に滞納がない者であること。
- (8) 大阪府内に本店、支店または営業所等の事務所を有している者、または契約締結までにその予定のある者であること。
- (9) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有するものであること。
- (10) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 プロポーザル参加予定の登録について

当該プロポーザルへの参加を予定する者は、下記により、参加の登録をすること。

- (1) 提出書類
「参加予定登録票」（様式1）
- (2) 提出方法
郵送または電子メール
- (3) 提出期限
令和8年2月27日（金）午後5時（必着のこと）
- (4) 提出先
〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町2丁目2番14号
福井県大阪事務所 宛
TEL 06-6231-1023
E-mail osaka@pref.fukui.lg.jp

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類および提出部数

提出書類	提出部数
福井県大阪事務所 観光・物産案内等に係る労働者派遣に関する企画提案書（様式2）	正本1部 副本5部
労働者派遣事業に係る許可証の写し（改正法施行の際、現に改正前の労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業に係る許可を受け、または特定労働者派遣事業に係る届出を行っている者については、一般労働者派遣事業に係る許可証の写しほとは受理された旨が記載された特定労働者派遣事業に係る届出書の写し）	1部
プライバシーマーク登録証の写し	1部
福井県税を滞納していないことの証明（令和8年1月1日以降発行のもの）	1部
会社概要説明書（会社案内など大阪府内にある事務所についての説明があるもの）	6部
財務諸表（直近の決算3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し）	1部
提案を求める業務と同種または類似の業務の契約実績に関する書類（契約書の写し等）	1部

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。

(3) 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時（必着のこと）

※提出後の企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町2丁目2番14号

福井県大阪事務所 宛

6 プрезентーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの日程等は、企画提案書の提出者に別途通知する。

（既提出の企画提案書のみを用い、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとする。）

7 契約先候補者の決定

県は、審査会において企画提案書を総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者に決定する。（決定するのは契約先候補者であり、契約締結の決定は9による）

8 審査結果の通知

（1）審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。

（2）契約先候補者に選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合において、県は、書面の提出があった日から15日以内に書面で回答する。

9 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による労働者派遣契約を締結する。(契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が次点の者と改めて協議を行う。)
- (2) 契約先候補者が、契約締結までの間に3の各号の一に該当しないこととなった場合には、県は労働者派遣契約を締結しないことができる。その場合において、県は一切の損害賠償の責めを負わない。

10 事務説明の実施

9の契約相手方は、県が派遣労働者に対して実施する事務説明（令和8年3月下旬の予定）に、令和8年4月1日から県に対して派遣予定の労働者を参加させること。なお、事務説明への労働者派遣に係る費用は、9の契約相手方の負担とする。

11 プロポーザルに関する質問

質問は、質問票（様式3）により、令和8年2月27日（金）午後5時までに、電子メールにより提出すること（提出先は、問い合わせ先参照）。

質問に対する回答は、全ての参加予定登録者に対し、令和8年3月3日（火）までに電子メールにより行う。

12 企画提案書等の情報公開

選定結果として、企画提案者の名称、審査結果概要等の公表を行う場合がある。また、県民等から福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第6条第1項の規定による公開請求があったときは、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

13 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
なお、12による情報公開を除き、当該書類を企画提案者に無断で使用することはない。
- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- (4) このプロポーザルに係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨は、商標および固有名称を除き日本語および日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。

14 問い合わせ先

福井県大阪事務所

担当者 矢崎

TEL 06-6231-1023

FAX 06-6231-1029

E-mail osaka@pref.fukui.lg.jp